

外国人材活躍推進に向けた要望・メッセージ・特区提案について

1. 外国人材の活用検討チームのこれまでの取組

1-1) 主旨

平成28年8月に開催された夏季セミナーにおいて、九州一体となって外国人材の活用に取り組むことの必要性が確認され、検討チームを設置することとなり、九州地域戦略会議(10月)に報告を行った。

これを受け、下記のチーム構成により、①国家戦略特区への提案、②国への要望、③九州の取組に関する推進メッセージに分けて議論し、整理できた取組から実行している。

1-2) チーム構成

経済界	
龍造寺 健介	本多機工(株)
中山 弘志	(株)中山鉄工所
隈 扶三郎	(株)西部技研
大浦 敬子	(医社)大浦会
鈴木 清己	(株)スズキ
(一社)九州経済連合会	

大学等	
横山 研治	立命館アジア太平洋大学
都築 明寿香	日本経済大学
渡邊 公一郎	九州大学
松浦 倫	別府溝部学園

事務局
(一社)九州経済連合会
大分県

自治体(県・政令市)	
福岡県	佐賀県
長崎県	熊本県
大分県	宮崎県
鹿児島県	沖縄県
山口県	福岡市
北九州市	熊本市

1-3) スケジュール

H28.10.25

・第30回九州地域戦略会議にて報告

H28.11.30

・第1回チーム(会合)

H29.2.22

・第2回チーム(会合)

H29.3.24

・国家戦略特区に提案

H29.5.24

第31回九州地域戦略会議にて、要望等を審議

H29.6

国へ規制緩和・取組に関する要望の提出

H29.6

九州の取組に関する推進メッセージの発信

2. 外国人材の活用検討チームの今後の取組

【①～③ 共通】

5月24日:九州地域戦略会議 審議・報告

(6月30日:九州・沖縄地方産業競争力協議会 報告)

7月:全ての活動を終え次第最終報告書の作成

(10月:九州地域戦略会議 報告)

【各取組】

①国家戦略特区提案

3月24日:

外国人留学生の資格外活動に関する2案件については、九州7県・1政令市共同で、外国人の資格活動業務量確認については、九州山口8県・1政令市共同で、外国人留学生の起業促進については、大分県が先行して、内閣府へ特区提案

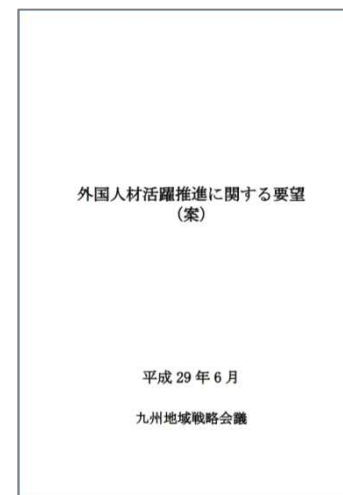
②外国人材活躍推進に向けた国への要望

5月:要望活動の参加・訪問先の調整

6月:要望活動

③九州で取り組もう！外国人材活躍推進メッセージ

6月:メッセージを九州関係機関と共有



3. 外国人留学生など外国人材活躍推進のための特区提案

3-1) 就業等に関する特区提案(九州各県等と共同提案)

①外国人留学生の資格外活動（いわゆるアルバイト）時間延長

留学生の就労活動は、原則**1週につき28時間**（4時間×7日間）以内とされている。

在籍する教育機関が学業に支障が生じないと認める週末については、学則で定める長期休業期間と同様、1日8時間以内まで認めることで、**1週あたりの就労活動時間を36時間以内に延長**する。

②外国人留学生の資格外活動（有給インターンシップ）拡大

1週について**28時間を超える有給就業体験**を行うことが認められる留学生は、卒業に必要な**単位を9割修得した大学4年生等**に限られている。

1週について**28時間を超える就業体験**を行うことが認められる留学生を、卒業に必要な**単位の8割以上を修得した大学3年生等**に拡大する。

③就労ビザ更新に係る資格活動（国際業務等）業務量の緩和

就労ビザの更新に当たり、前年の資格業務量が在留資格申請時の見込みを下回ると、今後の見込みを勘案されず**更新が困難**である。

セーフティネット5号指定業種の中小企業に雇用されている外国人については、**資格業務量が申請時見込みを下回っても更新を認める**。

3-2) 起業支援に関する特区提案(大分県、熊本県が先行提案)

【現状】 起業に必要な「経営・管理ビザ」取得には、**500万円以上の資金又は2名以上の常勤職員の確保等**が必要

①【ビザ要件の6ヶ月間猶予】

- ・県の事業プラン確認書を有する者について、500万円以上の**資金調達等の要件を6ヶ月間猶予**
※福岡市の特区では「新たに上陸する外国人」のみ猶予対象だが、留学生にまで拡大

②【資金要件の緩和】

- ・確認書を有する者が、県が指定するインキュベーション施設に入居する場合は、要件について「**300万円以上**」に緩和

4. 外国人材活躍推進のための国への要望及び九州の取組に関する推進メッセージ

4-1) 外国人材活躍推進に関する要望

1. 外国人留学生の就労に関する要望

- 中小企業の就労ビザ申請書類を大企業並みに簡素化すること
- わかりやすい手引き・記入例の作成など、就労資格申請にかかる運用の明確化を図ること
- キャリアパスを明確にした一部の幹部候補生には、多様な業務経験を可能とする在留資格業務を承認すること

3. 外国人留学生の起業に関する要望

- 起業に関する要件(要件確認期間・資金要件)を緩和すること*
- 起業をバックアップする大学等への支援を委託事業などにより推進すること
- 起業に関して英語による申請手続きを可能にすること

2. 外国人留学生の資格外活動(アルバイト、有給インターンシップ)に関する要望

- 資格外活動時間(いわゆるアルバイト)を36時間/週に拡大すること*
- 資格外活動時間を超えた有給インターンシップを、来年度末で修業年度を終え、卒業に必要な単位の8割以上修得した学部3年生等にも適用すること*
- 海外(大学)からのインターンシップ受入れモデル事業を拡充すること

4. 特定職種(介護、家事代行)に関する要望

- 介護人材の外国人受入れ要件を緩和すること
- 家事代行に関する特区認可制度を全国展開すること

* 特区提案に同じ

4-2) 九州で取り組もう！外国人材活躍推進メッセージ

1. 共通(企業・大学等・自治体)メッセージ

- マatchingサイト「Work in Kyushu」を活用した留学生の就職検討に必要な企業情報発信
- 外国人材の定着を促すキャッチコピーの作成・浸透
- 外国人材就業後の定着に向けた労務管理上の課題解決体制の充実
- 学業とアルバイトを両立するための適切な労務管理・指導
- 企業・大学等のインターンシップに関する実施体制の整備
- 企業・専攻に応じたインターンシッププログラムの開発
- 長期インターンシップを組み込んだカリキュラムの整備
- 外国人留学生の生活支援
- 外国人留学生の起業支援
- 外国人材起業後のフォローアップ
- 介護人材の確保

2. 企業へのメッセージ

- 就職先として選ばれる地場中小企業の魅力づくり
- 外国人就業者のキャリアパスを可視化できる制度の整備・サポート

3. 自治体へのメッセージ

- 中小企業の外国人採用に必要な就労資格の申請手続き書類作成の具体的支援
- 就労資格の申請手続きに関する自治体による運用基準の情報共有
- 外国語指導助手や国際交流員の任期満了後の活用推進